

1 給付対象者について

- ① 休止している事業所があるが、対象になるか。

令和8年8月1日時点で休止している事業所は対象外です。
休止していない事業所のみの申請となります。

- ② 令和8年8月1日時点では運営しているが、令和9年3月31日までに廃止することが決定している事業所は、交付対象になるか。

給付金を申請した日以降も継続してサービスを提供する見込みのない事業所は対象外となります。

- ③ 市税等の滞納とはいつの時点での滞納か。

10月中旬に滞納の確認を行います。納期到来分について納入もれがないかご確認ください。

- ④ 施術所であって受領委任取扱い施術所の指定を受け、かつ医療保険（療養費）対象となる施術を行っている施設としているのはなぜか。

受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設であっても必ずしも医療保険（療養費）の対象となる施術を実施しているとは限らないことから、医療保険（療養費）の対象となる施術を実施しているか否かを基準としています。
医療保険（療養費）の対象となる施術の実施の有無を確認するため、対象となる施術所についてはそれらを確認できる書類の添付が必要となります。

- ⑤ 施術所の場合、同一施設ではき法と柔整法の両方を開設している場合はいずれか一方とされているのはなぜか。

他の医療機関等の施設とは異なり、施術所の場合、同一の場所で同一の人物が両方の資格を持って施術を行っていることが想定されるため、どちらか一方での給付となります。

2 給付金の申請について

- ① 申請書をパソコンで作りたい。

申請書は古河市のホームページからダウンロードできます。

- ② 申請書には必ず押印が必要か。

申請書兼請求書末尾をご確認ください。
「適格請求書発行事業所登録番号」又は「発行責任者及び担当者」の記入により押印を省略することができます。

③ 申請方法は。

申請用フォーム（ロゴフォーム）、または郵送での申請となります。

④ 必ず申請しなくてはならないのか。

申請は任意となります。

⑤ 「対象法人が古河市内に事業所を複数所有しているときは、その事業所ごとに給付金を計算し、給付金の合計額を申請（請求）してください」とあるが、別々に申請してもよいのか。

別々の申請も可能となります。なるべく1か所で申請をお願いします。
別々の申請の場合には、振込先は申請者と同一となります。
複数の事業所をひとつの申請で行う場合、申請書兼請求書に別紙（事業所名や事業所コードを記載したもの）を添付してください。

⑥ 申請書「4」の担当者は誰にするのか。事業所長等か。

申請に関し、市からご担当者に連絡することがあります。
ご担当者を記入してください。

⑦ 申請書「5」の誓約及び同意事項にチェックを入れないとどうなるか。

不交付の決定となる場合もあります。

⑧ 申請（請求）者と振込先の口座名義人が違って大丈夫か。

申請（請求）者と振込先の口座名義人が異なると振り込みできないため、
申請（請求）者と振込先の口座名義人は同一にしてください。

⑨ 添付書類について、「施術所にあっては、令和8年度に医療保険（療養費）の対象となる施術を行っていることを確認できる書類の写し」とあるが、具体的にどのようなものか？

例：「療養費の受領委任承諾書通知の写し」や「療養費支給申請書（令和8年度分）の写し」等の提出をお願いします。
・登録記号番号、施術日、施術所等の記載があるものをお願いします。
・患者情報等の個人情報情報は消してください。